

人材認定等事業に係る登録に関する省令（案）に対する意見募集の実施結果について

平成16年9月30日

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
農林水産省農村振興局地域振興課
経済産業省産業技術環境局環境政策課
国土交通省総合政策局環境・海洋課
環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

平成16年8月20日から9月6日まで行った「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく「人材認定等事業に係る登録等に関する省令（案）」に関する意見募集について、国民の皆様から21件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する主務省の考え方を適宜整理して以下のようにとりまとめましたので公表します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

第一関係

「二 営利を主たる目的とするものでないこと。」について

営利・非営利を区別した制約は不要な要件であり、この制約条項の設定により法の効果性・効率性を低めるおそれがあるため削除すべき。

（主務省の考え方）

登録された事業については、国が積極的に教育現場等に対して情報提供をしていくものです。そのため、過大な収益が見込まれているもの等、専ら営利を目的とする事業は、本制度の登録の対象とすべきではないと考えています。

なお、案文の「主たる」の趣旨が不明確であったため、規定内容を「営利を目的とするものではないこと。」と修正しています。

第二関係

「五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書」及び「六 イ 講習等及び審査に係る手数料に関する事項」について

翌事業年度の事業や予算が組織的に承認・確定する時期は多くの場合、年

度末である。また、手数料についても、例えば次年度に助成金等を獲得した場合には、その額が変動する。これらの書類については、提出時に正確な内容を示すことは困難である。

(主務省の考え方)

申請の段階で、極力正確なものを提出する必要があります。予算書や手数料は、事業の計画を策定する際に必要になると考えています。

ただし、御意見にあるような助成金の獲得等により状況の変化があると考えられ、決算や実際に徴収した手数料について、毎年主務省が要請する事業の実施状況等の報告において確認する予定です。

「様式第一」について

様式第一において、屋内の欄が斜線を引かれているが、人材認定等事業においては、屋内で行われている事業もあり、それを排除すべきではない。

(主務省の考え方)

屋内で事業を行う場合は、「屋内」の欄に 印を付けることを想定した様式でしたが、誤解を招くおそれがあるため、斜線の欄を削除するよう修正します。

第四関係

「二 講習等又は審査を受けようとする者から徴収する手数料が当該申請に係る人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。」について

環境教育指導者の育成を国が「ひと」「もの」「かね」という資源をすべて負担しながら推進する体制であれば、この登録基準のように事業の経済性を無視することも可能であるが、民間の資源を活用して環境教育指導者の育成を図るのであれば、この基準は削除すべき。

(主務省の考え方)

本規定は、事業の経済性を無視するものではなく、利益目的のために過大な手数料を徴収する等の事業を排除するものです。本規定に基づいた場合でも、講師謝金、人件費及び場所代等を含め事業にかかる費用に見合った手数料等を徴収して、自立した事業運営がなされるものと考えています。

「四 ホ 申請の日の属する事業年度の前事業年度までの三年間の各年において当該育成事業に係る講習等を受講した者が五人以上であること。」及び「五 ニ 申請の日の属する事業年度の前事業年度までの三年間の各年において当該認定事業を行っていること。」について

3年間の実績が無くとも、人材認定等事業を十分実施できる団体は数多く存在するようになってきている。また、新規事業といっても、何もバックグラウンドがないところから始まる事業は考えにくい。これらのことから、過去3年間の実績については、登録基準から削除すべき。

(主務省の考え方)

優れた団体であっても、当該事業を実際に行ってみると、様々な課題が発生すると考えられます。事業開始の1年目において発生した課題を2年目で克服するよう努め、3年目は、1、2年目の実績を踏まえた事業の運営が行われると考えられます。このように考えると、3年間の事業の実績は、適正かつ確実に事業が運営されることについての判断基準とすることができると考えています。

育成事業について、過去3年間毎年育成される者が5名以上という基準は甘すぎる。20名程度とすべき。

(主務省の考え方)

人材認定等事業として想定している事業の中には、少数の受講生を手塩にかけて育成しているような事業もあるため、それらの事業が排除されないよう最低限の基準として5名としました。

手続について

主務大臣が5つあるが、申請先は1カ所のほうがわかりやすい。提出した主務大臣で審査の判断が異なるということになることが懸念される。

また、受付窓口においても、申請する大臣ではないから受け取れない、そ

の大臣の省庁の窓口へ、というようなことはやめてほしい。

（主務省の考え方）

5省のうち、どの省にも申請できるようにする予定です。

各省はすべての事業に関して主務省になるのではなく、個別の事業の内容と照らし合わせて主務大臣が決められることとする予定です。なお、登録に関する審査は、当該事業の各主務大臣により行われることとなります。

その他の意見

法第12条の報告については、報告の様式を定めるべき。また、この報告については、年1回等定期的に行うよう規定すべき。

（主務省の考え方）

法第12条の報告については、その趣旨から毎年定期的に行うようなものではありません。例えば事業が休止状態になっている場合や登録基準不適合状態に陥っていることが疑われる場合等に報告を求めるものであるため、様式を一律には定めることは困難です。

法第12条の報告とは別に、主務省は、登録民間団体等に対して事業の実施状況等について情報提供を求め、その結果を広く国民等に情報提供していく予定です。